

令和8年度

水 道 施 設 調 査 業 務 委 託

設 計 書

草加市上下水道部

令和8年度

総括表

委託業務名	水道施設調査業務委託
委託業務場所	草加市水道事業給水区域内(別紙図範囲)
設計額	¥ 円
委託価格	¥ 円
消費税相当額	¥ 円
委託業務概要	草加市北東部(県道さいたま草加線・草加流山線以北、東武伊勢崎線以東)に位置する、水道施設(仕切弁・仕切弁室、排水室、空気弁室及び消火栓・消火栓室合計5,814箇所)の開閉状況等を調査する。
備考	単価適用年月:令和08年06月01日付 公共 経費適用年月:公共委託 令和07年度

本 委 託 費 内 訳 書					
工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費					
水道施設調査業務価格					
直接業務費					
水道施設調査業務	1	式	—		第1号内訳書
直接経費(安全費)					
率計上分	1	式	—		
業務原価					
諸経費	1	式	—		
業務価格					
消費税等相当額					委託価格× 10.0%
業務委託費					

第1号 内 訳 書 水道施設調査業務					
1式当り					
工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業計画作成	5,814	箇所			第1号 代価表
施設調査工	1	式			第2号 内訳書
報告書作成工	5,814	箇所			第6号 代価表
計					

第2号 内 訳 書 施設調査工						
1式当り						
名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
仕切弁、排水弁及び各弁室		4,991	箇所			第2号代価表
排水室		307	箇所			第3号代価表
空気弁室		28	箇所			第4号代価表
消火栓及び消火栓室		488	箇所			第5号代価表
計		5,814	箇所			

第2号 代 価 表 施設調査工(仕切弁、排水弁及び各弁室)						
1箇所当り						
名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
調査補助員			人			
ガソリン			L			
ライトバン損料	1.5L		h			
ライトバン損料	1.5L 供用日		日			
諸雑費			式			
計						1日当り
				1箇所当り		÷標準作業量(箇所/日)

第3号 代 価 表 施設調査工(排水室)						
1箇所当り						
名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
調査補助員			人			
ガソリン			L			
ライトバン損料	1.5L		h			
ライトバン損料	1.5L 供用日		日			
諸雑費			式			
計						1日当り
				1箇所当り		÷標準作業量(箇所/日)

第4号 代 価 表 施設調査工(空気弁室)						
1箇所当り						
名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
調査補助員			人			
ガソリン			L			
ライトバン損料	1.5L		h			
ライトバン損料	1.5L 供用日		日			
諸雑費			式			
計						1日当り
				1箇所当り		÷標準作業量(箇所/日)

第5号 代 価 表 施設調査工(消火栓及び消火栓室)						
1箇所当り						
名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調査技師			人			
調査助手			人			
調査補助員			人			
ガソリン			L			
ライトバン損料	1.5L		h			
ライトバン損料	1.5L 供用日		日			
諸雑費			式			
計						1日当り
				1箇所当り		÷標準作業量(箇所/日)

仕 様 書

- 1 委 託 名 水道施設調査業務委託
- 2 履行場所 草加市水道事業給水区域内（別紙図範囲）
- 3 履行期間 契約締結の日から 1 5 0 日間
- 4 支払方法 業務完了払
- 5 委託業務内容
 - (1) 草加市水道事業給水区域内の水道施設調査
 - (2) 詳細は、別紙特記仕様書のとおり
- 6 その他
 - (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 6 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 1 5 5 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア 受注者又は受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) この仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先 草加市上下水道部 水道施設課維持管理係
電話 0 4 8 （ 9 2 5 ） 3 2 2 7 （直通）

特 記 仕 様 書

第1章 総則・適用範囲

1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、草加市水道事業（以下「発注者」という。）が発注する水道施設調査業務委託について適用するものとする。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たって、仕様書、設計図書及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに発注者と協議し、決定するものとする。

2 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令・条例・規則等及び当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
- (2) 業務従事者に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任の下で行うこと。

3 官公署への手続

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

4 周辺住民等との協調

受注者は、周辺住民等からの要望又は周辺住民等と交渉があったときは、作業内容等を十分説明し、誠意を持って対応し、その結果を速やかに監督員に報告すること。

5 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水道施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業に当たり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

6 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。

第2章 安全管理・衛生管理

7 一般事項

受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じ、安全管理について、受注者の責任で実施すること。

8 安全教育

受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。

9 安全衛生

受注者は、労働安全衛生法及び関係諸法令を遵守し、業務従事者の安全を優先に業務を行うこと。

10 安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生法及び関係諸法令並びに管理規定に基づいて安全衛生管理を組織し、作業安全心得を厳守して業務を行うこと。

- (1) 業務従事者は服装を清潔に整え、安全帽、安全靴、手袋等を正しく装着するものとする。
- (2) 常に健康状態の維持に努め、異常のある者は就業を禁止するものとする。

11 安全対策

- (1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、作業者は必ず複数人で行い、作業中は安全に留意し車両等の走行に対する危険を防止するため、カラーコーン、バリケード等を常備するなどの安全対策を講ずるものとする。
- (2) 国道や県道、幹線市道等の交通量が多い路線において、車道内で調査を行うときは、交通誘導員を適正に配置し、車両の誘導及び整理を行うこと。
また、調査を開始する前に、交通誘導員の配置計画について、監督員と事前に協議すること。
- (3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本特記仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (4) 前項の対策に関する具体的事項は、関係機関と十分に協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

12 局地的な大雨に対する業務等安全対策

受注者は、以下の(1)から(4)の内容について、安全管理計画を明記した施工計画書を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。また、補完する情報として、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（平成２０年１０月 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会）」に準じるものとする。

(1) 現場特性の事前把握

受注者は、作業現場付近の浸水被害、既往事故、ハザードマップ等の資料を基に、作業現場の状況を把握すること。

(2) 業務等の中止・再開基準の設定

受注者は、標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた業務箇所ごとの中止基準を設定すること。

また、業務等開始後に気象情報や気象状況の変化により大雨の予兆を捉えた場合には、中止基準に至る前の時点においても、これらの中止基準を補完する情報を活用し、業務等の中止判断を的確に行うこと。業務等の開始に当たっては、中止基準に抵触せず、当該作業現場の安全が十分確保されていることを確認すること。また、業務等の中止及び再開を行った場合には、監督員にその旨連絡すること。

なお、標準的な中止基準とは、当該業務等箇所又は上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合のことをいう。

(3) 迅速に退避するための対応。

(4) 日々の安全管理の徹底。

13 その他

(1) 万一、事故が発生したときは、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

(2) 前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により提出すること。

第３章 水道施設調査業務の実施

14 目的

本業務は、市内全域を対象とした洗管作業等を実施するに当たり、既設仕切弁、排水弁、排水室等の設置状況及び機能を把握し、今後の洗管作業計画及び水道施設の維持管理を行うための資料とするものである。

15 委託業務内容

- (1) 既設仕切弁、排水弁、排水室、空気弁室及び消火栓の設置状況並びに機能調査
(5, 814箇所)

ア 仕切弁、排水弁及び各弁室： 4, 991箇所
イ 排水室： 307箇所
ウ 空気弁室： 28箇所
エ 消火栓及び消火栓室： 488箇所

- (2) 調査による点検結果資料を作成及び電子データ化

ア 現場記録写真及び調査位置図

写真撮影は、調査施設1か所当たり、全景、近景及び内部（蓋を開け中が見える状態）各1枚を標準とする。

イ 仕切弁等の点検項目（資料1）

ウ 仕切弁等の点検項目を集計（資料2）し、種類別などの選択による検索等ができるように別添資料（資料3）のとおり編集する。

※ 電子データ化の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

（現場記録写真は、200万画素相当以上とし、調査箇所の現況及び不具合箇所等を撮影すること。）

- (3) 管路パトロール

本業務に伴い水道管の路線上について、地上漏水や道路陥没等の有無を確認し、異常があった場合は直ちに発注者に報告すること。また、その結果について業務完了報告書に記述すること。

16 身分証明書等の携帯

現地作業において作業員は、身分証明書の携帯と腕章を着用し、住民とトラブルがないように十分注意しなければならない。

17 資料提示

発注者は、受注者に対し、前回の調査報告書、及び業務に必要な配水管路図等関係資料を提示するものとし、受注者は、資料については丁寧に取り扱い、業務完了後発注者へ返却するものとする。

18 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者との契約に定めるもののほか、次の書類を提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
(2) 現場責任者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）

- (3) 技術管理者等通知書（経歴書及び資格証の写しを添付）
- (4) 業務工程表
- (5) 作業員名簿（経歴書、資格証明書を含む）
- (6) 緊急時の連絡体制表
- (7) 身分証明書発行願
- (8) 業務計画書
- (9) 水道施設調査報告書
- (10) 業務完了報告書
- (11) 実施工程表
- (12) その他監督員が必要と認める書類

19 現場調査員の業務及び経験資格

受注者は、本業務に当たる現場責任者及び技術管理者を定め、発注者に通知するものとする。現場責任者は、業務の履行に関し指揮監督を行い、技術管理者は業務の履行の技術上の管理を行うものとする。技術管理者は、公益社団法人日本水道協会の水道管路施設管理技士（２級）以上の資格を有する者とする。ただし、現場責任者及び技術管理者はこれを兼ねることができるものとする。

20 調査技師等の業務及び経験資格

調査技師等の経験資格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 調査技師とは、点検又は弁操作業務について、作業の内容判断ができる技術力及び機器類の操作技能並びに作業の指導等の技能を有する者。
- (2) 調査助手とは、点検又は弁類等の操作業務について、作業の内容判断ができる技術力及び機器類の操作技能を有する者。
- (3) 調査補助員とは、点検又は弁操作業務について、調査技師又は調査助手の指示に従って、作業を行う能力を有する者。

21 業務計画書

受注者は、業務計画を策定し提出すること。なお、業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 現場組織に関すること
- (3) 業務工程に関すること
- (4) 業務方法に関すること
- (5) 安全衛生管理に関すること
- (6) 保全、保安管理に関すること

- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

22 業務工程表の提出

受注者は、契約日から7日以内に指定の業務工程表を提出しなければならない。

23 作業日報の提出

受注者は、作業日報を作成し、作業実施後速やかに提出することとする。

24 調査期限

受注者は、履行期間内に業務を完了しなければならない。また、履行期間及び工程を変更しなければならないときは、発注者に対し事前に届け出ることとする。

25 資機材・消耗品

作業に必要な資機材及び消耗品は受注者の負担とする。

26 業務完了の報告

受注者は、全ての業務が完了したときは、発注者に対して、前回の調査報告書との比較、作業の結果をまとめた水道施設調査業務委託報告書及び指定の報告用紙による業務完了報告書を提出しなければならない。

27 成果品の納品

本業務の成果品は、電子媒体（DVD-R等）にて納品するものとする。

28 検査

- (1) 受注者は、本業務完了後、所定の様式で委託業務完了報告書を提出し、履行期間までに完了検査を受け、成果品を引き渡さなければならない。
- (2) 受注者は、完了検査を行うときには、現場責任者及び技術管理者を立ち合わせるものとする。
- (3) 受注者は、(1)の検査の結果、成果品に補充、補完等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

29 熱中症対策

熱中症対策として、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処し、熱中症の重篤化を防止すること。

なお、作業の一時的な中止に伴う履行期間の延伸が必要な場合は、発注者と協議すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

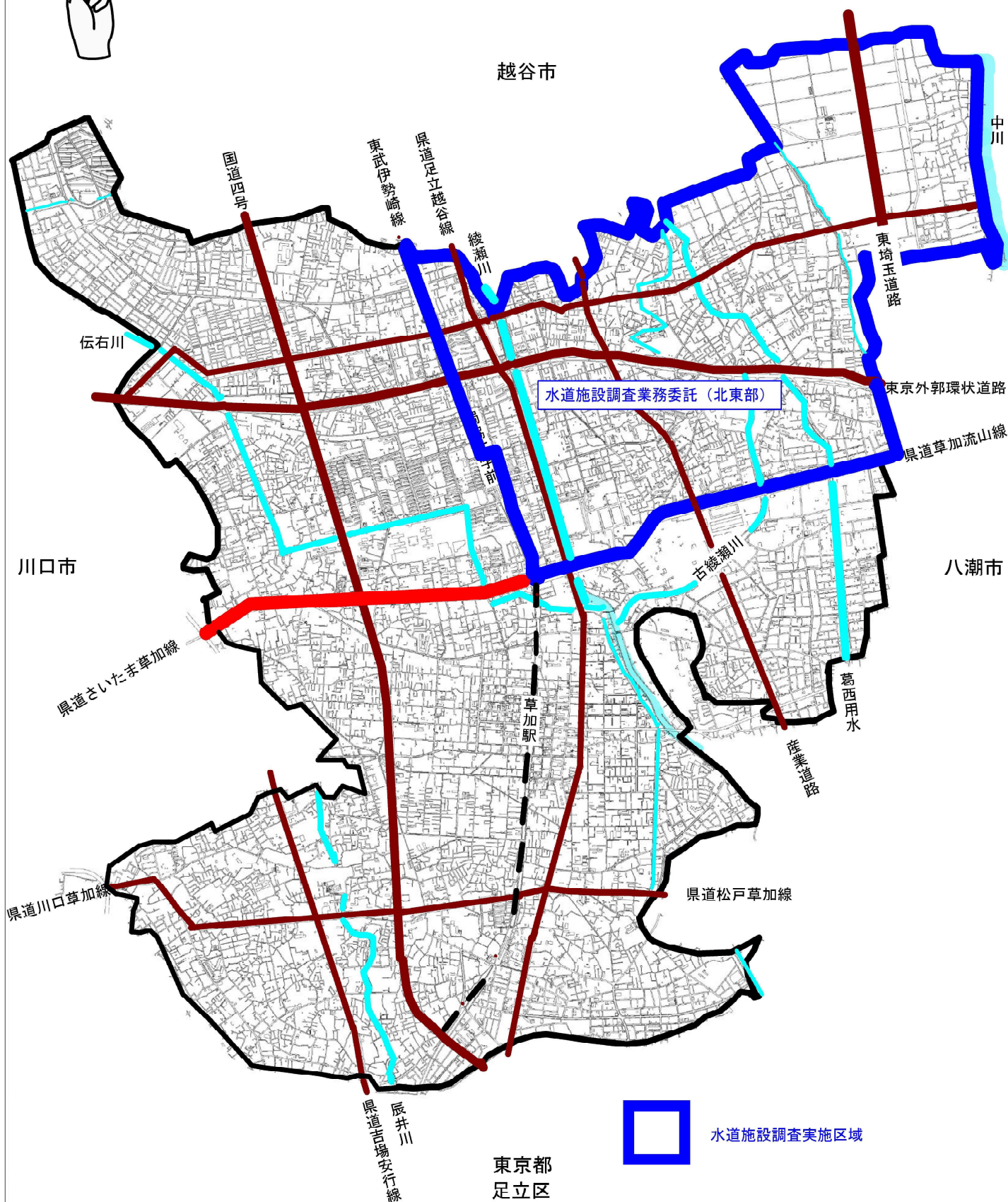
第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。



令和8年度 水道施設調査業務委託区域図



仕切弁等の点検項目		調 査 日	令和 年 月 日	調 査 番 号
点 検 項 目 及 び 内 容				
1	仕切弁等の種類	(1) 仕切弁 (2) 排水弁 (3) 空気弁 (4) 消火栓 (5) 排水室 (6) その他()		
2	仕切弁等の構造	(1) ソフトシール仕切弁 (2) 縦形仕切弁 (3) バタフライ弁 (4) スリースバルブ (5) 不断水バルブ (6) 単口空気弁 (7) 双口空気弁 (8) 排水室 (9) その他()		
3	仕切弁等の開閉状態	(1) 仕切弁全開 (2) 仕切弁全閉 (3) 排泥弁全開 (4) 排泥弁全閉 (5) 中途開き (6) 開閉確認不可		
4	仕切弁等の開閉操作性	(1) 良好 (2) やや重い (3) 重い (4) 開閉操作不可		
5	開栓器の装着状況	(1) 開栓器の装着が容易にできた (2) 開栓器の装着に手間取った (3) 開栓器の装着ができなかった (4) その他()		
6	スピンドルの状態	(1) 水没していた (2) 埋没していた (3) 折損していた (4) スピンドルの位置が弁室中心からずれていた (5) スピンドルが斜めに傾いていた (6) スピンドルの位置が深い (7) スピンドルに継ぎ足し有り (8) スピンドルまでの深さ(cm)		
7	弁室等の構造	(1) コンクリートブロック製 (2) レジンコンクリート製 (3) 鋳物製(BS型弁筐) (4) 鋳物製(ハット型弁筐) (5) 鋳物製(A1型弁筐) (6) 排水室(コンクリート製) (7) その他		
8	弁室等内側の状態	(1) 良好 (2) 側壁等に軽度の(亀裂・剥がれ・破損)があった (3) 弁室嵩上げ(石・木片・モルタル等を用いた嵩上げがあった) (4) その他()		
9	仕切弁等鉄蓋の状態	(1) 路面段差(道路面から(cm)=(高い・低い)) (2) 鉄蓋表面がすり減っていた (3) 鉄蓋が傾斜していた (4) 鉄蓋にがたつきがあった (5) 鉄蓋周辺の舗装が悪い(車道・歩道) (6) 鉄蓋表面にプラスチックプレートが付いてない (7) 鉄蓋表面のプラスチックプレートの名称違い() (8) 鉄蓋表面の表示が違う (9) 鉄蓋の鎖に不具合がある(腐食・外れ) (10) 鉄蓋のフックに不具合がある(破損・外れ) (11) 鉄蓋枠のコンクリートが破損している (12) その他()		
10	漏水の有無	(1) 有 (2) 無		
11	新規バルブ・不明バルブ	(1) 新規バルブ(図面に無いバルブ) (2) 不明バルブ(図面にあるが、現地に見当たらないバルブ)		

草加市水道施設調査資料

②仕切弁等の構造

終了
メッシュ番号
①仕切弁等の種類
仕切弁
排水弁
空気弁
消火栓
排水室
その他

ソフトシール仕切弁
整形仕切弁
バタフライ弁
スリースバルブ
不斷水バルブ
単口空気弁
双口空気弁
排水室
その他

③仕切弁等の開閉状態

仕切弁全開
仕切弁全閉
排泥弁全開
排泥弁全閉
中途開き
開閉確認不可

④仕切弁等の開閉操作性

良好
やや重い
重い
個着操作不可

⑤開栓器の装着状況

容易にできた
手間取った
できなかった
その他

⑥スピンドルの状態

水 没
埋 没
折 損
ず れ
傾 き
深 い
継 足
スピンドルの深さ

⑦弁室等の構造

コンクリートブロック製
レジンコンクリート製
鋳物製（B S 型弁室）
鋳物製（ハット型弁室）
鋳物製（A 1 型弁室）
排水室（コンクリート製）
その他

⑧弁室等内側の状態

良好
亀 裂
剥がれ
破 損
弁室嵩上
その他

⑨仕切弁等鉄蓋の状態

路面段差
鉄蓋表面のすり減り
鉄蓋の傾斜
鉄蓋のがたつき
鉄蓋周辺の舗装が悪い
プラスチックプレートが付いていない
プラスチックプレートの名称違い
鉄蓋表面の表示違い
鉄蓋鎖の腐食
鉄蓋鎖の外れ
鉄蓋フックの破損
鉄蓋フックの外れ
鉄蓋枠コンクリートの破損
その他

⑩漏水の有無

有
無

⑪新規バルブ・不明バルブ

新規バルブ
不明バルブ